明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○大気汚染防止法施行規則及び大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（環境一）　一
〔告示〕
○スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約の附属書の改正に関する件（外務一〇）　五
○都市計画に関する件
（東北地方整備局三、四）　一〇
○道路に関する件（北陸地方整備局一）
○道路に関する件（九州地方整備局二）
○道路に関する件
（北海道開発局一～五）
〔官庁報告〕
官庁事項
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　三
狩野川水系河川整備計画の変更について（中部地方整備局）
〔公告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　三
裁判所
破産、免責、会社更生、再生関係　一六
特殊法人等
独立行政法人日本貿易保険企画競争、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係　五
地方公共団体
行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告

省令

○環境省令第一号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十二条第三項（同法第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項において準用する場合を含む。）、第十六条、第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項、第十八条の二十五第一項及び第十八条の三十の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則及び大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年一月六日

環境大臣　山本　公一

大気汚染防止法施行規則及び大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（大気汚染防止法施行規則の一部改正）

第一条　大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。